

## 70周年特別記念事業 質問リスト

| No. | 項目            | 質問内容  | 回答案   |
|-----|---------------|---|---|
| 1   | 団体について        | 団体の代表者の現在の居住地・勤務地が市外であっても、団体の活動場所が市内で会員の半数以上が常滑市在住・在勤であれば代表者として申請可能でしょうか？   | 申請可能です。<br>・団体の活動拠点が市内にあること<br>・5人以上で組織され、団体の半数以上が常滑市内に在住、在勤または在学する個人であれば、応募要件を満たすことになります。なお法人格を有しない団体（任意団体）の場合、団体のきまり（会則、規約、定款など）があることも応募要件となりますのでご注意ください。   |
| 2   | 広報について        | 投票が始まる前に70周年記念事業に応募することや応募する企画内容の一部などを団体のSNSなどで発信してもいいですか？問題ない場合、留意点などがあればお知らせいただけると幸いです。   | 団体のSNSなどで「特別記念事業に応募したこと」や「事業の内容」などの情報発信が可能です。多くの方が周年事業に気持ちよく参加できるよう、節度ある発信をお願いします。  |
| 3   | 広報について        | 採択後、特別記念事業について市民向けに広報したい場合、自分たちで広報することになりますか？市からも何らかの形で広報していただけますか？   | 常滑市では、広報やホームページ、LINEなどのSNSにて採択事業の結果や、採択事業の内容、採択事業への参加の呼びかけなどを公表していきますが、70周年を盛り上げていくため、各団体も積極的な情報発信をお願いします。  |
| 4   | 市負担金について      | 募集要項6.について、全体予算が市負担金の上限額内の場合も、市負担金は全体予算の何%までといったような割合の上限はありますか？   | 市からお支払いする負担金につきましては、総事業費の何%といった上限はありません。例としまして、総事業費が補助対象経費500万円の場合、市負担金500万円(事業費全額を市負担金でまかなう)のご提案も可能です。   |
| 5   | 市負担金について      | 募集要項12.(3)(4)について、市負担金の支払いは原則、事業完了後に実績報告書を提出してからとなることですが、準備などの事業費（支出）が必要な場合は市負担金の前払いなどの協議に応じるとあります。例えばどのような費用に対して、事前に市負担金の支払いが可能ですか？また、市負担金の前払いの金額について、何%までといった上限額はありますか？ | 原則は、各団体にて必要経費を負担していただきたいと考えておりますが、必要に応じて前払いの協議（金額・用途も含めて）に応じます。なお、前払いを実施する場合、事業完了後に提出いただく実績報告書により確定した金額が前払いの金額を下回る場合、差額を返還していただくことになります。  |
| 6   | 企画内容について      | 採択後の企画内容の変更（候補者／場所の変更、イベント内容の変更、市負担金総額内での予算配分の変更など）があった場合、どのようなプロセスを経て承認／否決されますか？   | 採択事業は、提出された「事業計画書」や「収支予算書」に記載された内容に基づき、投票やプレゼンテーション審査を経て決定されますので、採択後に事業内容を変更する場合、審査や投票の公平性が失われます。やむを得ない事情で変更を要する場合のみ、「変更協議書」の申請手続きを行ってください。変更協議書には「何が（場所、事業規模・仕様等）変更になるのか」、「なぜ変更になるのか」を具体的に記入してください。ただし、審査の結果、内容によって変更が認められないケースがありますので、必ず市の了承を得たうえで事業を進めてください。なお、募集要項7ページ「13.留意事項」の（1）③のとおり、「 <b>事業採択時に決定した市負担金額は増額しません</b> 」ので、ご注意ください。 |
| 7   | 提出物について       | 募集要項8.(4)によると、事業内容がわかる動画または写真・イラストの提出どちらかということですが、投票は並列で行われますか？どちらの提出方法がより望ましいといったことはありますか？   | 投票に関しては受付順に動画、写真・イラストのレポートを配置します。（動画、写真・イラストのレポートの種類ごとに分けることはしません）写真・イラストのレポートでは文字数に制限があり、事業内容がわかる写真も最大2枚までと、1分ほどの動画に比べて、投票者に発信できる情報が制限されると考えております。   |
| 8   | 審査について        | 募集要項10.(4)について、小学校5・6年生や中学生に投票してもらうのは、市にとってどのような意味がありますか？小学生・中学生にはどのようにして投票してもらいますか？  | 「まちづくり」に携わるきっかけとして、次代を担う子ども達に投票に参加してもらうことにしました。小中学生の投票方法は、学校で使用するタブレットからの投票となります。   |
| 9   | プレゼンテーションについて | 募集要項10.(5)において、「プレゼンテーションは提出した資料のみで行う」とありますが、現段階でプレゼンテーションに入れるかどうか決まっていない資料についても、使う可能性がある資料一式をまとめてお送りしてもよろしいでしょうか？  | 使用する可能性があるものは、団体で精査の上、事前に送付してください。プレゼンテーションは、申請書類の事業計画書や収支予算書などに基づいて行い、投票用の動画や写真・イラストのレポートも当日資料として使用可能ですが、応募書類提出後の追加資料は認めないこととしております。プレゼンテーション審査では、特にアピールしたいことや事業がまちづくりにもたらす効果などを説明してください。  |
| 10  | 成果品の所有権について   | 募集要項13.(2)について、材料費を作品の制作者本人が負担した場合、本人が事業による成果品の一部を所有することはできますか？たとえば、制作した作品が複数ある場合、最低一つを市に寄贈して残りを制作者所有とするようなことはできますか？  | 原材料費をご負担いただいても、その成果品の所有権は市に帰属するものとし、複数の作品を制作されても、全て市に帰属することになります。なお、募集要項の2ページ「5.対象となる事業」のただし書きの中で、「 <b>事業完了後に維持管理が必要になる事業は対象外</b> 」としておりますので、ご注意ください。   |